

内閣府本府政策評価有識者懇談会議事録（第20回）

日 時：平成26年4月18日（金）13:56～15:15

場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1211会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）平成26年度政策評価実施計画（案）について（事前分析表含む）

（2）今後の予定等

3. 閉 会

○山谷座長 それでは、ただいまから内閣府本府政策評価有識者懇談会の第20回会合を開催いたします。

皆様には御多忙のところ御足労いただきまして、ありがとうございます。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様、公開にて行います。

まず、井内内閣府大臣官房政策評価審議官から御挨拶をお願いいたします。

○井内審議官 どうも井内です。今日はありがとうございます。

今日御審議いただく平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（案）につきましては、平成25年度までの単年度の実績評価方式に加えまして、内閣府本府としましては新たに総合評価方式、さらには複数年度の評価も導入しております。さらに、測定指標等も大幅な見直しを図っているところでございます。先生方には忌憚のない御意見、御指摘をいただければと思いますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○山谷座長 本日の主な議題は、

1. 平成26年度政策評価実施計画（案）について（事前分析表含む）

2. 今後の予定等

の2点でございます。

それでは、事務局から本日の資料についての御説明をお願いいたします。

○篠崎課長補佐 お手元の資料の御確認をお願いします。

本日御審議いただく平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（案）である資料1と、それに総合評価の概要である別添をつけております。その実施計画の概要を資料2に取りまとめておまして、資料3には実績評価の事例を紹介しております。資料4では、山谷先生から事前にいただきましたコメントを紹介しております。最後に資料5では、今後のス

スケジュールを取りまとめております。参考資料も1から4までありますので、御確認お願いいたします。

それでは、最初の議題である平成26年度政策評価実施計画（案）について御説明申し上げます。

まず、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画の大きな特徴は3点ございます。この3点については、今、審議官から御説明申し上げた通りなのですが、1点目は、総合評価を導入いたしましたこと、2点目は、複数年度の評価を導入いたしましたこと、3点目は、測定指標や目標値の大幅な見直しを行ったというのが大きなところなのです。

1点目の総合評価の導入について御説明いたします。

お手元の資料2の概要の1ページ目をごらんください。

総合評価方式は、御承知のように、典型的には推進法や基本法、あるいは法のもとの大綱などのいわゆる総合行政的な性格の政策であって、一定期間を置いた多角的、総合的な効果分析がなじむものについて採用しております。

具体的には、9-②「科学技術イノベーション創造の推進」、12-①と②「沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進」、13-①「子ども・若者育成支援施策の推進（子ども・若者育成支援推進大綱）」、13-⑦と⑧「高齢社会対策の推進」、13-⑩と⑪「障害者施策の推進」、13-⑭と⑮「犯罪被害者等施策の推進」、13-⑯と⑰「自殺対策の推進」、13-⑱と⑲「子どもの貧困対策の推進」、13-⑳「青年国際交流の推進」です。以上の中から、例示といたしまして9-②「科学技術イノベーション創造の推進」と13-⑳「青年国際交流の推進」について、かいつまんで御説明申し上げます。

なお、政策9-②「科学技術イノベーション創造の推進」、政策13-⑳「青年国際交流の推進」以外は法定の計画または大綱に基づく政策です。御承知のように大綱や計画は一定期間を経過すると見直しを行うことが規定されていることが多いため、それに連動させて評価を行うことが適当ではないかと考えております。

科技のイノベーション創造の推進につきましては、今年度から新たに設けられた制度であり、国家的に重要な研究開発を府省横断で推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）を創設いたしまして、基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発を強力に推進するものです。5年間で約500億円が先端分野へ投資されます。したがって、多角的・総合的な観点から分析評価することが適当であると考えますので、総合評価方式を採用しております。

お手元の資料1の中に総合評価方式について、一番最後の「資料1 別添」をごらんください。こちらが「総合評価方式を導入する施策の概要」です。この中から9-②、13-⑳について御説明申し上げます。

9-②は、関係省庁においてさまざまな研究開発が進められている中で、重複や連携、橋渡しが不十分といった課題がありました。そのため、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、内閣府計上の予算を活用して国家的に重要な研究開発を府省横断で推進する戦略

的イノベーション創造プログラム（SIP）を創設いたします。これにより、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発を強力に推進していく方針です。これに対して単年度の政策評価ではなかなか評価が難しいということですので、総合評価方式を採用したものです。

評価の視点といたしましては2つございます。

1つ目が、制度全体の評価、2つ目が、各課題の評価です。

制度全体の評価と申しますのは、今、申し上げましたSIPの主な特徴に従いまして、SIPに特徴的に見られる制度設計、プログラムディレクターの配置、目未定調整費の活用、管理法人の活用等があるのですけれども、こういったものは関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などにより影響を与えられるか（与えられたか）、SIPの制度に改善すべき点はないかといったところをまずは一つの視点といたします。これは言ってみれば制度全体、マクロの視点です。

もう一つはミクロの視点、各課題別、一応SIPには3つ課題が設定されておりまして、それについて事業が大体5～6個付随しているのですけれども、それぞれの評価もあります。それは各課題の評価ということで、意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性、目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い、適切なマネジメントがなされているか、特に府省連携の効果がどのように発揮されているか、実用化・事業化への戦略性、達成度合いといったところを観点としております。

2ページ目の「評価予定期間、評価予定時期」をご覧ください。

これも、まずは、どういったプランニングをするのかという観点から事前に評価を行い、その後、中間評価お行います。制度全体では1年目と3年目、そして、最終評価については5年終了時に行います。各課題の評価は、事前に評価し、アウトカムに基づいて毎年度評価行います。最終評価は、プログラム期間の5年終了時に行い、追跡評価、結局課題ごとに行ったことが実用化・事業化に結びついたのかどうかも追跡的に見ます。これも終了から3年目に行います。

続きまして、13-⑳「青年国際交流の推進」について御説明申し上げます。

まずは概略ですけれども、青年国際交流の推進は、日本青年の海外への派遣、外国青年の日本への招聘、日本青年と外国青年との船内での共同活動といった国際交流事業の実施を通じ、青年相互の理解と友好などを促進し、次代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する事業です。こちらも国際間の人材育成事業という点で、単なる数値的な目標ではなく、より多角的・総合的な評価を行っていくべく総合評価方式としています。

お手元の今見ていただいた資料の後ろから2ページ目、11ページをごらん下さい。

「青年国際交流の推進」というところが11ページにございまして、評価の観点は、こちらも2つございまして、一つは人材育成面、もう一つは外交面です。下線部を読み上げますと、日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を

成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークを生かして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されております。また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみを持ち、日本と諸外国との友好のかけ橋となることが期待されております。主に、こうした人材育成と外交への寄与という二面がございますので、事業が総体としてどの程度効果を上げているのかなどを評価することといたします。

人材育成面につきましては、事業参加から5～10年経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか（今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対する発信等）についてアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことになっております。

また、外交面につきましては、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定しております。

「評価予定期間、評価予定時期」ですけれども、国際交流事業については、グローバル社会で活躍できる青年リーダーの育成を主な目的としておりますけれども、参加青年の多くは10代から20代前半の若者であり、社会の各分野での活躍を期待できるのは参加してから5年から10年の経過が必要と考えられます。それをもとに考えますと、平成25年度から平成34年度の10年間に実施する事業について、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成35年度に評価の取りまとめを行うこととし、同年度以前に、有識者会議の意見に基づき、参加青年の活躍状況や外国参加青年のネットワークの維持状況等について各種調査を集中的に実施いたします。また、平成30年度には中間取りまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に、評価を行い、翌年度以降の事業改善に反映することといたします。

以上が総合評価の部分です。

続きまして、複数年度の評価について御説明申し上げます。

資料2に戻っていただいでよろしいでしょうか。

2ページ目をごらん下さい。複数年度で評価する施策については、単年度で効果を発現するのが難しく、効果発現に相当期間が必要なものについて採用しております。

参考資料4のガイドライン、こちらの4ページ目をごらんください。

このガイドライン自体は、政策評価の関係府省連絡会議で了承されて、新しい政策評価のガイドラインとなっております。この下線部をご覧ください。毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案した周期で行います。基本計画期間内に少なくとも1度は行うこととする一方で、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定（モニタリング）を行うといったメリハリのある対応等に

より、評価作業の効率化に努めるものとし、これまでの実績評価につきましては毎年評価だったのですが、毎年やらずに、基本計画の間に最低限1回やる、やらない年については立てた指標についてモニタリングをするということがガイドラインに規定されておりますので、それを受けて複数年度評価を導入します。

では、具体例を申し上げます。先ほどの2枚紙に戻っていただいてもよろしいでしょうか。こちらに例示を5つ挙げているのですが、その中から3つ例を取り上げて御説明申し上げます。

2番目の例ですけれども、13-⑤「食育の総合的推進（食育推進基本計画）」では、食育の総合的推進を行っております。これまでの目標値は「施策の進捗状況の確認」というところにとどまっておりましたが、目標値を「施策の進捗状況の検証、全ての改善」とすることで、各省の施策が十分な効果を発揮するよう相互調整する内閣府のヘッドクォーター機能を評価できるように、今回、目標値を改善しております。目標期間も、これは2年間とし、27年度が目標年度です。

また、15-⑥「仕事と生活の調和の推進」、これは男女共同参画局がやっておりますワーク・ライフ・バランスですけれども、これにつきましては、これまでの測定指標が「『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』に基づく施策の進捗状況の確認」とどまっていたのですが、今年度からは、有給休暇の取得率といった数値目標で測ることができるものに変えて、定性的な目標から定量的な数字に変えています。これのほかに20指標を測定指標として新たに設定いたしまして、同部局の推進の結果がより正確に評価できるということにしております。また、施策の性質から効果が発現するまである程度時間がかかると考えられることから、測定指標のモニタリングは進めつつも、複数年度での評価をすることとしております。大体の指標の目標年度は32年度ですけれども、評価をするのは今回の基本計画の最終年度である28年度を目途にしております。

17-①「公益法人制度の運営と認定・監督等の実施」では、測定指標を「特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底」といった定性的な目標から、「公益法人への寄附金総額」「定期立入検査の実施件数」「HP『公益法人 information』へのアクセス数」に変更いたしまして、公益法人制度の適正な運営を推進すること、同制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行うこと、公益認定申請等の申請や公益法人に対する適切な監督等を実施することといった施策の目標に適した指標を立てて、なおかつ定量的に把握できるものにしております。評価の期間も、ホームページですとか立入検査実施件数については毎年度ローリングで評価することも可能なのですが、寄附金の方向性につきましては、3年程度かけて評価する必要があると考えております。

以上が複数年度評価の導入についての説明です。

続きまして、単年度で評価する施策について御説明申し上げます。

2でもやや触れましたけれども、41施策はこれまでどおり単年度で実績評価をするとい

う方式の外側は同じなのですが、測定指標や目標値も政策、施策の効果をよりの確に把握できるよう大幅に見直してございます。

今、見ていただいている資料2の3ページをごらんいただければと思いますけれども、ここでは事例を5つ取り上げておりますが、そのうち3つを御説明いたします。

5-⑤「民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）」という施策におきましては、測定指標はこれまで「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策の推進といった定性的な測定指標だったのですが、今年度からは「PFI事業件数」あるいは「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」に修正してございます。これは、マクロでのPFI推進の効果が「PFI事業件数」で把握される、それから、ミクロでの内閣府独自のPFI推進の結果といったものは「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」で把握されると考えているためです。

また、次の6-③をごらんいただいでよろしいでしょうか。「構造改革特区計画の認定」という施策があるのですが、これまでは「構造改革特区計画の認定件数」ということで測定指標を立てていたのですが、「規制緩和のうち全国展開された割合」というのが測定指標に加わっております。これは、同制度が基本的に特区での規制緩和について全国展開されることを目指していることから、認定件数といういわば量的な拡大を計量する指標のほかに、全国展開割合という質を計量する指標を取り入れたものです。

また、18-③「人材育成、能力開発」をごらんください。これは、内閣府ではところどころ人材開発の施策もあるのですが、これらに共通して行った改善です。これまでは、「研修に対する研修員アンケートの満足度」で主に評価していたのですが、「分析技能の習得・向上を図る研修での達成度」「語学関連研修での向上度」「SNA研修（アジア諸国向け）参加者数」を追加しております。内閣府には研修による能力向上を図る施策も多いのですが、研修での達成度や向上度、いわばテストをしてどれぐらい能力が上がったのかというところを測定しようとする中で、研修のPDCAをしっかりと回すことを企図いたしております。他の施策でも測定指標として取り入れております。能力開発系の施策については、こういった測定指標をすべからく入れるようにということで修正してございます。

次に、事前にいただいた先生方からの御意見につきまして、当方から御紹介いたしたいと思っております。

まずは、山谷先生からコメントをいただいておりますので、御紹介申し上げます。

資料4をごらんいただいでよろしいでしょうか。

先生からいただいたコメントを御紹介申し上げますと、「評価の観点」ということで、好例として挙げていただいで大変恐縮ですが、子どもの貧困対策の推進、自殺対策の推進、犯罪被害者等施策の推進、障害者施策の推進といったところについて好例ということで挙げていただいで、どうもありがとうございます。

また、「気になった施策」として挙げていただきましたのが、子ども・若者育成支援施策の推進で、施策の観点が、全ての子ども・若者の健やかな成長を支援するといったとこ

ろでは地方自治体の指標と変わらない点もあるのではないかと、また、困難を有する子ども・若者やその家族を支援する指標が若年無業者数だけでは施策の意図がやや不明である、また、子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するといった指標が挙げられているが、内閣府がどれだけ成果指標をコントロールできるのかについては疑問があるというお話をいただいております。

また、青年国際交流の推進については、行政事業レビューのときにも御指摘いただいておりますが、評価の観点弱いだけでなく、これはこの事業自体が弱いのではないかと、御指摘がございました。

また、高齢社会対策の推進につきましては、評価の観点について、就業・年金等分野に係る基本的施策、健康・介護・医療等分野に係る基本的施策ほか基本施策を挙げていただきまして、各府省の縦割りの色がやや濃いので、内閣府のイニシアチブの可能性に期待するしかないということで、御期待を半分ぐらい添えていただきながらコメントをいただいて、大変ありがとうございます。

また、「興味ある事例」といたしまして、冒頭でも御説明いたしました科学技術イノベーション創造の推進というところで、SIPに特徴的に見られる制度設計、プログラムディレクターの配置とかいったところは、各関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などにより影響を与えられるか（与えられたか）、SIPの制度に改善すべき点はないかというところについて興味深いということで、この成否を見守りたいというコメントをいただいております。

また、次のページに事前分析表についてのコメントということで先生からいただきましたのが、「政策評価よりは事前分析表になじむ『行政活動』と考えられるもの」で30施策挙げていただきまして、「政策評価で『政策効果が測定できる』と考えるもの」で29施策、こういった分類もあり得るのではないかと、御示唆いただいたところでございます。

それについて、「気になった施策」につきましては担当部局とも意見交換いたしまして、その概要を御紹介申し上げたいと思います。

まず、①の子ども・若者育成支援施策の推進ですけれども、内閣府が担っておりますのが大綱の推進ということですので、大綱に盛り込まれた内容を指標に設定しております。その際、3. にいただいておりますコメントにも関連するのですが、各府省が実際に権限を持って進めている施策について、内閣府が大綱の進捗管理を行いまして、遅れている施策についてはネックとなっている事項について調整を行い、言ってみれば各府省のお尻をたたいて前に進めることを期待しているわけです。ですので、こうした事項について正面から評価を行い、内閣府のレゾンデートルに立ち返った評価に努めたいと考えてございます。

また、1. で御指摘いただいている困難を有する子ども・若者やその家族を支援するというところで、やや当方の書きぶりが悪かったと思うのですが、まず困難を有する

子ども・若者の定義で申し上げますと、ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者、障害を有する子ども・若者、非行・犯罪に陥った子ども・若者、貧困にある子ども・若者など、さまざまな類型があることは認識してございます。したがって、困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援も、さまざまな施策により取り組まれるものと考えております。

指標例として掲載いたしました若年無業者数というのは、15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を言いまして、総務省労働力調査を用いて参照してございます。ちなみに平成24年度で申しますと63万人いらっしゃいまして、その中の同世代人口の2.3%を占めると試算されてございます。このため、ニートと呼ばれる若者の方ですとか、あるいはその家族に対する支援が奏功した場合には、この数値は減少すると関係づけられると考えておりますので、評価に供する指標の一例として取り上げたものでございます。もちろんほかの困難を抱えていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方々については、それぞれ適切な指標で評価に努めたいと考えてございます。もちろんそのほかに経済情勢などの外部要因の影響も大きいと予測されますので、これのみで施策の効果がはかれるものではありませんので、他の指標もあわせて用いつつ分析を行っていく必要があるのではないかと考えております。

また、青年国際交流の推進に関しましては、国際社会で活躍できる次代の日本青年の育成と、日本への理解と友情を持った各国で次代を担う若者の育成、そして、その両者の強いきずなを築きまして、その輪を拡大・発展していくことを目的としております。数式的、短期的な評価が困難な事業ではあるのですが、目的意識をよりはっきり示しつつ、その効果の中長期的に評価できるよう、また評価結果を活用し、より効率的、効果的な事業実施が可能となるよう努めていきたいと考えております。

以上、当方から資料の概略、大部にわたりまして、なおかついろいろ分散して恐縮なのですが、今回の実施計画の概要について御説明申し上げまして、あとは山谷先生からいただきましたコメントについても、部局との相談の上、こういったことが考えられますということを申し上げたところです。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、今いただいた御説明に基づいて御意見、御発言をお願いしたいのですが、まとめてやるよりは分けてやったほうが話は出やすいかと思っておりますので、まず最初は、資料2の1. にあります平成26年度の評価実施計画（案）の概要の総合評価のあたりからやらせてください。これについて何か御意見はございますでしょうか。

○田中委員 まず全体に係るところなのですが、総合評価は、ほかと比べればリサーチの要素が強くなっていくと思うのですが、その地点でこのペーパーを見せていただい

たときに、全体の調査の計画のつくりに関して疑問がありました。というのは、特に評価の観点を拝見していますと、評価の対象のことを書いている施策もあれば、何が知りたいという観点とか視点を書いてあるものが混在していたのです。これは多分、作業し始めると迷われたり混乱することが予想されますので、何を評価の対象にして、何を目的にしている、そのためには何を知りたいのかというところが評価の観点になると思います。可能であれば、そこから方法論を設計していくので、どんな方法でどんなデータを使うのかというように思考を導けるように、それに対応した項目を事務局でフォーマライズして各担当部署でお考えいただいたほうが、より効率的に作業が進むのではないかなと思いました。

それが全体に係るところであります。それとはちょっと別の視点で気になったものが幾つかございました。青年国際交流の推進に係るところなのですが、これは山谷先生が既に行政事業レビューというか、仕分けのときのお話もされていきました。実は私はこれを復活させるための委員会に入った経験があり、また、今、行政事業レビューにかかわっているので、何か複雑な心境ではあるのですが、この種の事業、実は今も相当事業レビューのターゲットになっているのです。去年もかかっていました。その前が多分、仕分けで青年の船で、今回も何かまたいろいろ出ていたのです。そこで指摘されていることに耐え得るかという、この調査ではまだつらいかなという気がします。

実際この内容は、仕分けに対抗するために我々が半年ぐらいかけて練ったアンケート調査と多分同じ内容を使われるのだらうと思うのですが、アンケートを実際にやってみても、よかったという答えしか出てこなかったりしますので、本当にこれで十分なのだらうかと思えます。要は内閣府の中ならいいのですけれども、外からのいろいろなプレッシャーにこれで耐えられるのかというのは、やや疑問が残ります。

それから、子どものところなのですが、子どもの貧困は昨今非常に大きな問題でよく議論されているので、ここに観点を挙げられている内容そのものは、よく整理はされていると思います。ですが、多分、観点というのであれば、これが対象で、ここから何を調べるのかというところを書かなければいけないのだらうと思います。この下に方針だとか施策があって、その下にいろいろな事業があるでしょうから、その妥当性だとか計画の有効性、成果の出方をブレイクダウンして書いていただかないと、多分調査するときにお困りになるだらうと思います。

それから、犯罪被害者のほうですけれども、これは対象がかなり具体的で、多分データもあるので評価しやすいだらうと思います。ただ、取り組みではなくて、むしろこういった課題の、背景にある課題と照らし合わせて、どれだけこの目的が妥当で、その課題のソリューションとして効果があったかいうところが多分ここでは一番求められている観点なのではないかなと思いました。

それから、高齢社会、これは私は正直申し上げて何が政策目標なのかよくわからないので、多分評価しろと言われるととても苦勞されるのではないかなと思いました。例えば、評価の観点は評価の対象が書いてあるのですが、かなりばらばらなものが出ていまして、

多分これは制度設計のつくりがまだ漠としているので、もし総合評価されるのであれば、効果があった云々よりは、政策のつくりそのものにフォーカスを当てたほうがいいのではないかと思います。

長くすみません。これで最後になりますが、子ども・若者の育成なのですけれども、たまたま私は文科省系の独法にいるせいもあるのですが、文科省の作業とかなり重複してしまうのではないかなという気がします。逆に言えば、これは文科省がやっているPISAだとか、このあたりのデータをいただいて、そのまま説明することになるのでしょうか。内閣府というお立場上の悩みもあると思うのですけれども、ほかの府省との関係が少し気になったところであります。

それからもう一つ、大事なところですが、「学校支援地域本部の数」と書いてありますけれども、地域における子どものいわゆる初中の学校の問題というのは、むしろこういった学校支援が先生の悩みだとか学級崩壊の問題解決に真に寄与しているのかどうかというところが大事なので、この本部の数はちょっといただけないかなと思いました。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

何か今の御意見に。

○篠崎課長補佐 高齢社会につきましては、先生御指摘の点は全くもつともでありまして、当方としても、このペーパー自体に若干問題があるのではないかなと思います。実は高齢社会の大綱には、ここに書いてあること以上の意識とか問題認識がいろいろ書いてあります。まず、高齢者の捉え方について、今までは65歳以上を一律に高齢者としていたのですけれども、今は社会保険制度で65歳と75歳で割って前期、後期と分けているのですが、そういった捉え方の意識がまず変わらなければいけないのではないかなという話ですとか、あるいは老後を安心して暮らせるための社会保障制度づくりを急がなければいけないのかとか、意欲のある高齢者の方が非常に増えていますので、そういった方々の就業を促すような施策が必要なのではないか。今は老々介護とか地域の問題が話題になることが多いのですけれども、地域のコミュニティー自身が崩壊してしまって、地域社会全体で高齢者を支える仕組みになかなかかなりづらいので、そういった地域力をどういった方向で回復させるのかという点とか、あるいは地方に行きますと、スーパーとかコンビニが遠くて車でないと行けません。ただし、80歳、90歳の方が増えているので、自分で運転して行くのもどうでしょうということで、こういった高齢者向けの生活サービスの支援とかもまだ課題であるとか、これが中に書いてあった最後のところで若干だけ抜粋しているようなのですけれども、若年期から人生90年時代に向けて備えなければいけないとか、世代循環を実現して、どんなに年をとっても何とか生活できるような社会設計にしていかなければいけないとか、そういう話も書かれていて、そういったところを変に抜粋してこの紙を。

○田中委員 若者や女性がというところ。

○篠崎課長補佐 多分、一番最後のところに若者とか女性とか、そういうところが入っているのですけれども、ワーク・ライフ・バランスも入れてありますので、ちょっと変な抜粋の仕方をして書いておまして、ペーパーのつくりが甘いというのは先生の御指摘はもっともですので、ここは部局を指導して修正するようにいたします。

○松林課長 それでは、残りを私からお答えしたいと思います。

各論にわたって貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

この総合評価は全て今回初めて導入したのですけれども、去年までのやり方で何で悪いのかというところから部局と話を重ねて、出てきた資料がこれですので、まだ未熟なペーパーです。

田中先生がおっしゃるように、一体何を目的にして、そのためには何を材料にして、何をどう向上させたいのかという突き詰めた議論で、何を使って評価していくかというのを実施段階までに相当詰めなければどの評価もできないと思います。そのため、政評課としてアドバイスできる所を政策評価の観点から一つ一つ相談に乗ってアドバイスして総合評価の実施計画をまとめていかないとなると物にならないというのは、15施策ありますけれども、全ての評価に共通だと思っております。それをこれからやっていかなければいけないなというのが一つです。

青年国際交流についても、まことに御説ごもっともなのですけれども、私も担当参事官を一時期やっております、間違いなく貴重な財産として国に残るような事業ではあるのですが、それをなかなか何でそうなのかというのを外に伝え切れていない。そのため、事業をやった関係者の間では価値は共有されているけれども、それを外に伝えようという努力をこれまであまりやってこなかったのではないかとすることは私も感じておりました。また、山谷先生からも御指摘いただいたように40年、半世紀近くやってきて、それがそのままの姿でいいのかということもきちんと、自分自身として価値をもう少し再整理しなければいけないだろうということは感じておりました。

ですので、私が事業をやったときにまず変えたのが、漠然と国を選ぶなということで、20年後、30年後、日本の外交環境としてどういうことがこれから戦力になるのか、あるいは経済国家として発展するためにはどういう国とどういう付き合い方をしていかなければいけないかというところから戦略を解きほぐして、どういう青年をここにマルチで入れるのか、バイで交流をやっていくのかと。そういった戦略を立てなければいかなければならないだろうと、有識者のご意見も伺いながらそういう議論をいたしました。

そういった戦略設計を考えて目的を絞り込んでいくと同時に評価の仕方もきちんと考えて、だからこれだけの人材が育ってきましたよ、あるいはこの事業に参加した青年たちが

後の実社会でこういう活躍をちゃんとしていますよ、親日的なことはこういう活動もしていますよということを世の中に示していけるようにならなければ、これだけ毎年お金をかけてやっていて、本当にそれが役に立っているのかということは説明できないだろうと思っています。したがって、事業レビューに最近取り上げられるようになって、やっとそういう努力を始めたものですから、これからきちんとした積み重ねが必要だと思っています。

これは30年度とかと書いてありますけれども、事業は毎年毎年やっていきますし、これまで半世紀にわたってやってきているものですので、今までやってきた事業も同時に評価しなければいけないし、各年の参加青年について、毎年毎年フォローアップをしていかなければいけないので、評価をまとめる年度は先になりますけれども、それは毎年の積み重ねであろうと思っています。

それから、文科省との関係で御指摘いただいたのですけれども、基本的に内閣府は大綱行政が非常に多くて、各省の尻をたたいて進めています。去年までは進捗管理みたいな評価をしておりました。では、内閣府は進捗管理して電話帳をつくって終わりなのかということになります。恐らくそうではなくて、進捗管理して各省がうまくやっていって大綱のスケジュールどおりに施策が進んでいるところは別にいいのですが、そうではないところを内閣府としてチェックして、何がネックになっているのか、各省の対立がネックなのか、であるとしたら内閣府としてどういう調整ができるのかということを考えて、うまくいかない血栓みたいなところを見つけて除去して行って、うまく血液が流れるようにしていくのが内閣府の役割だと思えます。大綱行政の中でとどまっているところをきちんと流していく、そういう調整の成果が結局、大綱がきちんとスケジュールどおりに全体が進んでいるのかという、いわば健康管理ですね、そういうお医者さんの役割としてきちんとできたのかというところで、まず最初に一義的には文科省が評価をするのだけれども、その評価についておかしいことになっていけば、なぜかというふうに突っ込んでいかなければいけない。したがって、総合評価をやるときにもそういった観点から各省の評価と連動する形でチェックをしていかなければいけないと思っています。

学校支援につきましては、先生のおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○田中委員　また御質問なのですけれども、今、内閣府のお立場なので、全体を見る視点の中から文科省が行っている評価というか、政策の進捗をごらんになるとおっしゃったのですけれども、そうなると、総務省の政策評価も各省を見ていますが、そこでのデマケーションはどうなるのですか。

○松林課長　内閣府が各省の評価を見る場合は、実施官庁の調整官庁として見るわけですね。総務省の政策評価官を私も実は前にやっておりましたけれども、そこはきちんと各省

が自分のテリトリーについて評価をしているかというところをチェックするのです。ですから、総務省も内閣府の評価をチェックします。各省がうまくできているのかできていないのかは各省に聞いてくれというような評価では、内閣府の存在意義が問われます。内閣府のヘッドクォーター機能というのは、結局、実施部隊の親玉として、うまくいかないところをみずから各省の関係を調整して仕事を流してやるのが仕事なのだから、内閣府の評価というのは各省の評価で、ここは病気だな、けがしているなというところにきちんと手を入れてうまく流れるようになったのかを評価しなければいけないと思うのです。ですので、総務省の評価は、各省が内閣府も含めて自分たちのテリトリーをきちんと評価しているかというのをチェックしますし、内閣府は、うまくいかないところを取り出して、それを流してやるのが仕事なので、それがうまくいっているかを評価する。

○田中委員　どっちかという、一緒に政策をする側か。内閣府は実施部隊の一員ということですね。

○松林課長　そうですね。

○井内審議官　今の課長からの発言で特段加えることはないのですが、感想的なことと恐縮なのですが、これまでも先生方に、内閣府の今の業務の特殊性ということと御議論、会議のたびに御指摘いただいていた点だと思うのです。部局の弁解ではないのですが、今回新しい形で総合評価とか複数年度が入ると、それに変わっていくというのやはり理解が必要です。今回はそれを理解してくれたのでこういう形で15施策ですが、今回初めてですので、まだ十分行きわたっていないところもありますが、自分のところがやっている施策がこういう総合評価に載ると理解してくれました。この評価に、昨年度と同じであれば担当の者とか部局は楽なのですけれども、今年度からは変えて参ります。

あと、今後、理解が、このやりとりで、きょうの御議論を踏まえてやっていくと、部局側も自分たちが評価をするときにも、単年度で評価をして手間だけかかっているけれども生かされていない、国民に対しても御説明できないというのではなくて、しっかりとポイントを押さえて評価していけばいいということで、そうすれば自己評価していくときにもコストが下がるし、一方、効果的な政策評価になっていくということです。まだ途上だと思うので、課長は実際に進める立場で厳しい発言なのですが、ただ、そういうところに内閣府は着手して、各部局もこれから理解を深めていくということですので、今日はそういう観点からいろいろ御意見いただければ、その意見もまた部局が受けとめて、よりよいものになっていくと思います。

私は感想的なことなのですが、そういうことでございます。

○田中委員　事前研修はされたのですか。

○井内審議官 説明会とかもしました。

○松林課長 全担当者を講堂に集めまして、セミナーをやりました。

○井内審議官 それで部局ごとに説明を。

○田中委員 そうではないと書けないですね。

○松林課長 「政策評価とは何か」というところから始めないといけないので。

○南島委員 抽象的に言ったほうがいいのか、具体的に申し上げたほうがいいのか、ちょっと迷うのですけれども、4点申し上げます。

最初はやはり入口の議論として、総合評価方式の方向性は、私は非常にいいものだと思うのはいるのですけれども、まず御説明として、総合評価方式により今度は少し大規模に15施策されるということですので、その理由、根拠の説明をもう少ししていただければと思っています。少し裏話でと今おっしゃっていただきましたけれども、なぜやり方を切りかえるのかという部分について御説明いただく必要があるのではないかと思います。

さらに、政策評価法のもとでやるのか、政策評価法以外にもいろいろな評価活動は行われていると思うのですけれども、評価法の外でやっていくこともできるのではないかと思います。これだけ大量にと行っていいのでしょうか、評価法のもとで総合評価方式をしていかれることについての説明はいただければと思っています。これが1点目です。

2つ目ですけれども、内閣府として総合評価方式をどのように使っていくのかという方針のようなものはあってもいいのではないかと思います。お伺いしたいと思います。要するに、先ほども少しその論点には触れていただきましたけれども、総務省がやるわけではなくて内閣府がやる、しかも総合調整機能を持っている、そういう官庁がやる総合評価方式とは一体何なのかということについての御説明はあってもいいのではないかと思います。内閣府としてこれをどのように使っていくのかという方針ですね。インセンティブを持って政策推進に使っていくというお話なのか、あるいは政策評価広報課が中心となってある種のチェックシステム、政策管理として使っていかれるというお話になるのか、何か方針のようなものがお伺いできるのではないかと思いますので、お答えいただければ幸いです。

3つ目ですけれども、総合評価方式そのものについてですが、総合評価方式と一口で言っても、15の施策全部を見ても、まずプログラムセオリーから見直さなければいけないものと、プロセスを管理するために行うとされているものと、アウトカムを管理するつもりがあるものと、あるいはアウトカムが曖昧でそれを探しに行くのだというようなこ

とになっているものと、混ざっておりますね。要するに、アウトカムの追求ということになっていくと、政策評価としてはレベルが高くなっていくと言っているかと思うのですけれども、少しそういうところの分類はしていただいてもいいのではないかと思います。あまりにもいろいろ混ざり過ぎておまして、最初は大綱とか閣議決定のものをベースにしてということになっておりますけれども、大綱とか閣議決定の類のものがプログラム化されているかということが評価する際には重要になってくると思うのです。そこが設定されていないと、そこからやり直すことになりまして、計画期間中だと、大綱の期間が終わってから、もう一度見直ししるときにそこからやり直すことにもなるかと思いますので、そういうステップがあるのではないかと思います。

4つ目ですけれども、それに関連して評価可能性のアセスメントです。evaluabilityの話ということで、最初に御指摘いただいた点と重なるわけですが、これはどのように総合評価方式を活用して使っていくか、内閣府としてはこれらの施策をどのように発展させていくのか、それにはどういう評価を使っていくのかという話にかかわるお話ですので、評価可能性の議論も必要ではないか。今まで申し上げた3点にかかわるようなお話ですが、そのように感じながら拝見してきました。

質問は以上でございます。4点です。

○松林課長 ありがとうございます。

評価方式を総合評価に去年までと違って切りかえたのは、総合評価を採用したものだけではなくて、複数年度評価に切りかえたものも、もちろんなぜそれがいいかという個別の理由があると思います。その辺は個別に整理をしてみたいと思っております。

先生御指摘のありました評価結果の使い方ですけれども、これも先生御指摘のとおり、大綱行政というのがこの中でも非常に多いですので、大綱を持っているところ、実施計画を持っているところ、それぞれ年限がありまして、その年限で見直しを必ずやられますので、評価法がなくても恐らく各部局はやらなければいけない立場にあります。これまでは実績評価を採用していましたので、単年度ごとの実績評価は、各部局は作業としてやっていて、それとは別に法律改正にかかわる部分とか大綱の見直しにかかわる部分は一生懸命やっていた。ただ、大綱見直しに対する議論というのは、結果をある程度見据えながら、これまでの政策を総括するような作業になると思うのです。

ですので、政策評価の立場からいうと、これまでの評価方法は、本当に政策のステップアップのためになるのだろうかということになります。やはり政策評価という方法論に立脚した上で総合評価をやって、今までの枠組みはどのような点がよかったのか、あるいはどのような点が大綱の目的に対してうまくいかなかったのだろうかということを率直に評価すべきだろうと。政策評価の肝は優をとることではないと思っております。優・良・可・不可、可でも不可でもいいのですけれども、何でそうなったのかというところをいろいろな指標を見ながら分析して、では、次はどうすればいいのだというところが肝だと思って

おります。ですので、彼らが今まで大綱行政の見直しでやろうとしていることを、うまく政策評価を取り込んだ上でやっていくというのが、彼らにとっても政策評価にとっても一番いい解決方法だと思っております。

あと、以下、先生が御指摘されたことは、先ほどの田中先生へのお答えと重複して恐縮なのですけれども、これから実施段階において具体化する上で詰めていこうかなと思っております。

○南島委員 ありがとうございます。

一言だけすみません。

新しくいろいろお考えをお持ちになって、政策評価広報課として各所管部局に対して一定の介入を総合評価方式を使ってやっていく方針をお持ちであるということが感じ取れるのですけれども、可能であれば、それを内閣府における政策評価推進の考え方なり基本方針なりということで書面化して、どういう意図と目的を持って介入し、各個別の担当部局の政策を、最低限でもいいですし、望ましい形でもいいと思うのですけれども、この政策評価を使ってどのように変えていこうと、そこのところは方針として可視化していただいたほうがいいのではないかと感じました。感想でございます。

○松林課長 ありがとうございます。

○山谷座長 では、中間まとめをお願いします。

○田辺委員 4点ぐらいかな。1つは、方式を変えるというのは、ある意味で形式の問題と思われるところがあるのですけれども、ただ、評価システムというのは、ある期間が経ったら基本的に揺さぶりをかけないといけない部分がありまして、その揺さぶりをかけることによって、もう一回、この評価は何なのかというのを、絶えず新鮮味というか、新しい空気を入れていくことが必要なのだらうと思っております。

その際、フレームを見直すということだけではなく、フレームを見直すときに評価の担当部局と原課との間でコミュニケーションをとる。こういうふうにやったほうがいいんじゃないですか、その意図はこうだけれども、原課のほうではどうお考えですかというコミュニケーションの量を増やすために、揺さぶっておいて、コミュニケーションの量を増やすということが何よりも効果としてあるのではないか。その結果、できないものはできませんから、やるほうの身にもなってみろと言われると、そうかなと思って撤退するというのも一つではありますけれども、その作業をおやりになったというのは評価していきたいと思えます。

2点目は、総合評価方式を出していくというところで、基本的に基本計画であるとか大綱というまとまりのところをこの種の問題でやるというのは、少なくとも大綱の見直し、

基本計画の見直しのときに評価項目、評価して見直すことというのは入っていますから、それと評価システムを別にする理由はほぼない。その点では資源の有効な利用なのだろうとは思っております。かつ基本計画、大綱の見直しの際にボトルネックみたいところをきちんと明らかにして、どこがうまくいかなかったのか。うまくいったのかという評価はあまり意味がないですから、どこで突っかかっていたのかを明らかにするほうがむしろ優れているのだろうという感じはいたします。

ただ問題は、これで何がなくなってしまうのかということでありまして、従来ですと、大綱であるとか基本計画のところは毎年実績評価でやるので、結局、事業の進行管理の指標のところ、この事業だけ全然進んでいないじゃないのというのは少なくとも見えるわけであります。事前分析表は特に要らないような感じはするのですけれども、モニタリングしてどこまでいっているのかというところの進行状態はどこかで見せておいたほうがいいのではないのかなと。評価にするのか、それとも単に数字だけで計画の進展状況みたいなもので示すのかわかりませんが、そこは見せておいたほうがいいのかなというのが感想であります。

もう一つは、それをやるのだったら、恐らく大綱とか基本計画は5年というのは長いと思います。それぐらいのものがあろうかと思っておりますので、基本計画も延ばしたほうがいいのではないのかなという感じがしているということでありまして。つまり、今の基本計画ですと26年度から28年度の3年間ですので、基本的に基本計画の中で全体を1回ぐらいは覆いましょうよというのが制度設計の発想だと思うのですけれども、この基本計画ではなくて次の年度へまたがるというのは、私が官僚よりもより官僚的と時々言われるのであれなのかもしれませんけれども、気持ちが悪いというのが実際のところでありまして。5年に直せば大体は入ってくるのではないかなという感じがしております。

ただ、1個だけこの中で入ってこないのが沖縄でありまして、これは平成33年度ですので、例えば5年に延ばしても次の次みたいな形になってしまうので、これはやはりどこかで中間評価を1回入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。33年度に行くまでに、少なくとも5年に延ばしたとして28年度ぐらいには全体でこのぐらい進行しているというのをチェックするような仕掛けは入れておいたほうがいいのかなという感じがしたということでありまして。

以上、簡単に申し上げました。

○松林課長 ありがとうございます。

最初の原課とのコミュニケーションにつきましては、コミュニケーション自体が非常に有益だったなと思っておりますのは、原課の意識も我々とやりとりをする中で、各部局のレゾナードールとか、掲げるべき目標を課、局を挙げて議論したようですので、評価をやるにしても、全然これまでの評価とは意味が違ってくるのかなと思っております。まだ最初の一歩ではありますけれども、先生から御指摘いただいたとおり、いいコミュニケーションが

できたのではないかと考えております。

あと、総合評価に関する御指摘は検討させていただきたいと考えております。モニタリングのほうも前向きに検討してまいりたいと思います

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、総合評価はこれで終わりにいたします。

続きまして、実績評価に関して議論したいと思いますが、これは(1)と(2)をあわせてやったほうが効率的かと思っておりますので、両方について御意見を賜ればと思いますが、いかがでございますか。

私から1点だけ。

(1)が複数年度で評価する場合で(2)が単年度でということになると、理屈的には複数年度で評価する場合がアウトカムのモニターみたいなことになって、単年度の場合のベースはアウトプットのモニター、こんな区分けをイメージされるとやりやすいのではないかと思います。

○松林課長 おっしゃるとおりだと思います。

○山谷座長 そうですね。

どうぞ。

○田中委員 実績評価で幾つか気になったのですが、ワーク・ライフ・バランスは確か2年ぐらい前に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で結構批判されました。しかも、何が説明変数で何が被説明変数なのか、各種指標の関係がわからないと相当批判されていたのですけれども、その総務省からのコメントが反映された形で評価されるのですか。

○松林課長 それは総務省の厳しい御指摘がありますので、フォローアップもきちんとされて、それは向こうとの議論の中できちんとやるように反映されております。

○南島委員 複数年度で評価する施策のほうですけれども、「競争の導入による公共サービスの改革の推進」で後ろに「当該年度における新プロセス等への移行割合」ということで、こういうのは毎年チェックされるということなのではないでしょうか。

そういうのが幾つかありますけれども、16-①「食品健康影響評価技術研究の推進」で、掲載された論文数とか引用された課題の割合ということですが、これは毎年のモニターのほうがいいのかなと思います。

○松林課長 毎年モニタリングはやるんだよね。

○篠崎課長補佐 お答え申し上げます。

最初の「当該年度における新プロセス等への移行割合」については、移行の割合自体は確かに先生おっしゃるように毎年数字としては出てまいります。ただし、彼らとしては、単年度ごとに移行するのが、計数の上下が相当あり、ほとんど初めて新プロセスへの移行を今年度から始めるのに等しい状況ですので、これから先、本当に逡増的にいくのかどうかがよくわからないということなので、毎年やるというよりは、3年単位で考えて、その中で目標を設定して、彼らは3割と言っているのですけれども、それが達成されるようにということでやりたいという指摘がありました。当方として、確かに毎年増加していけばそれはそれでいいのですけれども、必ずしも行政の現場の実態と合わないということであれば、それは構わないのかなということで、3年でどの程度の割合ということで評価しております。ただし、確かにおっしゃるように数字自体のモニタリングは毎年やることになります。

それから、食品安全ですけれども、この中について申し上げますと、この成果自体が、毎年これが、例えば当該年度やったからといって学術誌にいきなり載るわけではありません。さらに、学術誌に載る数とか掲載、引用された数も、26年にやったから26年に出るか、もしくは27年に出るかと言われると、これも実は違って、大体雑誌に投稿するまでに、研究をやるのに2年か3年、載って、その後に引用されるのが増えていったり割合が変わったりするのはさらに2～3年後とかがあるので、複数年度の評価ということにしております。毎年のローリングだと実態をなかなか反映しづらいところがあります。

○南島委員 後者の研究については、全国の研究者はみんな同じように毎年の報告を求められていたりもするので、ここだけ特別扱いというのもちよっとどうなのかなと思わないでもないですけれども。コメントでございます。

○田中委員 実は公益法人制度改革の制度をつくるときの有識者会議のメンバーだったので、これは結構内心じくじたる思いがあるのです。当初から完璧なものをつくれないということで、5年の中で移行期間が終わったら、1回制度を抜本的に有効性も含めて見直すという議論があったと思うのですけれども、これはそれとは全然別ですね。制度そのものを見直すという感じではなく、これは寄附金と立入検査の動向に着目しているということでしょうか。

○篠崎課長補佐 先生がおっしゃっているのは、特例民法法人から公益法人に移行される時のお話をされているのでしょうか。

○田中委員　　というか、新公益法人制度そのものです。

○篠崎課長補佐　その分野に関しましては、公益法人制度をこれから先どうするのかということについては少なくとも別です。

○田中委員　　わかりました。

○山谷座長　　新しい方式でこうなってくると、頭の中で整理するのは非常にわかりやすくなったような感じもありますけれども、1点気になっているのは、まさに行政事業レビューとの関係をどう考えられるかということが一つです。

　　あと、事前分析表をつくられて、それと政策評価の事後評価とをやっているのですが、どういう仕組みをつくられるのか、多分府省それぞれによって違うはずなのですね。公共事業官庁だったら案外楽かもしれないですけども、こちらになると非常に難しいのではないかという印象があるのですが、そこら辺は何か工夫をお考えいただいているのかどうかを教えていただきたいのです。

○松林課長　　事業レビューとの関係は色々なところで議論されています。ただ、現在のところ、やはりどうしても観点が違うものですから、どういう形でやれば一番やりやすくなるのかというところをまだ暗中模索というのが実際です。

○山谷座長　　例えば政策評価のこの場で、効果がちょっと疑問だとか何かあった場合には事業レビューで取り上げるとか、そういう工夫をしないと、ここで議論して、同じ人間が事業レビューのところと同じ対象で別な議論をして、考え方として何かちょっと違うのではないかと。対象が一緒であれば、切り口は違うにしても、何らかのうまい連携を考えていただいたほうがよろしいのではないかという気もしますね。

○松林課長　　確かに事業を多く抱えているようなところは非常にやりやすいのかなという気がしております。他方、総合調整官庁がどのように取り組んでいけばいいのかというのは、勉強していきたいと思っております。

○山谷座長　　課題ですかね。わかりました。

○田中委員　　少なくとも幾つかのインジケータは、政策評価のほうでできていれば行政事業レビュー・シートにそのまま転記すればいいし、それを電子化すれば、入力すればそのままトランスファーしてくれればいいのですけれども、なかなかいかないのですね。

○松林課長 なかなかそっちのほうはいかないですね。

○田中委員 大分楽になると思いますけれどもね。

○山谷座長 ほかに何か御意見とかはございますでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、そろそろ議論が尽きたようですので、よろしければこのあたりで議論を終了いたします。

続きまして、今後の予定等について事務局から御説明をお願いします。

○篠崎課長補佐 御説明申し上げます。

先生方のお手元に資料5ということで今後の予定を記した紙があると思うのですけれども、お手元を御確認いただいてもよろしいでしょうか。

そこに書いてございますように、基本計画を定めたところですので、それに基づきまして、今回の有識者会議の結果を踏まえて内閣府の部内で26年度実施計画を決めまして、その後、7月をめどに今度は25年度事後評価を進めてまいりますので、またもう一度先生方にお集まりいただきまして、評価を進めていきたいなと考えてございます。

○山谷座長 わかりました。では、そのようにお願いいたします。ありがとうございます。

事務局からの御説明に何かございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

なお、次回懇談会につきましては、25年度事後評価を主な議題として7月ごろに開催したいと思いますが、お手元に日程調整の資料を用意しておりますので、現在記入いただける方についてはこの場で記入いただき、そうでない場合には後ほど事務局にメールで御連絡ください。

それでは、以上をもちまして第20回内閣府本府政策評価有識者懇談会を終了いたします。皆様本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

(以上)